



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 14 日 (水)
号外第 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
(1) (地域課) 2

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
鳥取県	略			鳥取県	略		
鳥取警察署	鳥取駅前交番	略		鳥取警察署	鳥取駅前交番	略	
	略				略		
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
倉吉警察署	三朝温泉駐在所	東伯郡三朝町大字山田	略	倉吉警察署	三朝温泉駐在所	東伯郡三朝町大字三朝	略
	略				略		
鳥取県	略			鳥取県	略		
八橋警察署	大山口駐在所	西伯郡大山町國信	略	八橋警察署	大山口駐在所	西伯郡大山町末長	略
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の鳥取県鳥取警察署の項の改正は、平成19年2月16日から施行する。